

回 覧 平成30年3月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|------------------|-------|--------------------------------------------------------------|
| <募 集> | 1 | ◆町民参加型演劇『ヨムドラ!』(台本を読みながら演じる朗読劇)の出演者を募集します |
| <催 し> | 2 | ◆「第129回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します |
| <お知らせ> | 2 | ◆固定資産課税台帳縦覧などを無料で縦覧(閲覧)できます |
| | 3 | ◆町中央公民館内の研修室名称を一部変更します
◆「軽自動車税申告書」の様式が変わります |
| | 4 | ◆軽自動車税の減免申請を受け付けます |
| | 5 | ◆「違反对象物の公表制度」が始まります
◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| <保健と福祉>
(一般) | 6 | ◆重度障害者に「タクシー等利用券」を交付します |
| <保健と福祉>
(高齢者) | 7・8 | ◆高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成します |
| <農林畜産業関連> | 9 | ◆4月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です |
| | 10 | ◆屋外で鳥を飼育している人へ
国内で高病原性鳥インフルエンザが発生しました |



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-------|-------|-------------------------------------------------------|
| | 10 | ◆平成30年度の標準農作業料金と賃金表が決まりました |
| | 11 | ◆農地売買事業を活用してみませんか? |
| <相 談> | 12 | ◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「行政相談」を実施します |
| | 13 | ◆「人権相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します |
| | 14 | ◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を随時受け付けています
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |
| | 15 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します |
| <その他> | 15 | ◆広報みまた4月号は、回覧4月15日号とともにお届けします |



募 集

◆ 町民参加型演劇『ヨムドラ!』（台本を読みながら演じる朗読劇）の出演者を募集します

5月25日（金）～27日（日）に開催する演劇フェスティバル「まちドラ! 2018」の中で行われる、町民参加型演劇の『ヨムドラ!』（台本を読みながら演じる朗読劇）の参加者を募集します。

朗読劇とは、「リーディング」とも呼ばれ、『台本を読みながら、簡単な動きだけで演じていく劇』のことです。

「新しいことに挑戦してみたい!」、「人前で表現したい!」、「お芝居をしてみたい!」、「演劇が大好き!」…そんな人は、この機会に出演してみませんか?

また、「人前で話すのは大の苦手」という人も、別の人間になりきることで、苦手が克服できたり、得意になるかもしれません。

経験の有無は問いません。稽古期間は約1カ月半です。幅広い世代の皆さんと一緒に、楽しく稽古をしながら、みんなの力で一つの作品を作ってみませんか? たくさんのご応募をお待ちしています。

定員	約20人（参加無料） ※できるだけ申込者全員を受け入れることができるように調整していきます。 ※三つ程度のチームに分かれ、各チームが1作品ずつ上演します。
対象	高校生以上で、町内在住であれば誰でも参加できます。 ただし「上演日の2日間とも必ず参加できる人」とします。
上演日	5月26日（土）・27日（日）
上演時間	1作品 20分程度
稽古	4月上旬から始めます。夜や土曜・日曜を中心に週に1～2回程度行います。 公演の10日前からは毎日の稽古となる予定です。 場所は、主に町立文化会館です。
応募方法	申込書は、町立文化会館 事務室、町役場 受付にあります。 また、町立文化会館の公式サイトからダウンロードすることも可能です。申込書に必要事項を記入し、町立文化会館に提出してください。
応募締め切り	3月31日（土）

よくあるご質問にお答えします!

Q. 「演劇経験が全くありません。興味はあるのですが…不安です…」

A. 心配は要りません。稽古は楽しい雰囲気で行いますし、台本を見ながら演じていく劇ですので、誰でも気軽に参加できます。

Q. 「丸暗記が苦手…せりふを覚えられるか心配です…」

A. 台本を読みながら演じるので、覚える必要は、ほとんどありません。

Q. 「長丁場の稽古となるのでしょうか?」

A. 上演日は、5月26日（土）・27日（日）の予定です。稽古期間は4月上旬から約1カ月半の予定で、夜や土曜・日曜を中心に週に1～2回程度行います。公演の10日前からは毎日の稽古となる予定です。場所は主に町立文化会館です。

Q. 「演じる作品は何ですか?」

A. 『平成29年度 三股町立文化会館 戯曲講座』の受講生が書き上げた3本の卒業作品を、今回申し込んだ町民の皆さんで上演することになります。「地元の皆さんが書いた作品を、同じ地元の皆さんで演じ、みんなで楽しもう」という企画です。

Q. 「誰が指導するのですか?」

A. 基礎的な稽古は、指導経験豊かな「劇団こふく劇場」の俳優たちが指導に当たります。演出は、九州各地で活躍する演出家に担当してもらう予定です。それぞれがバラエティに富んだ作品になることを目指します。

※お問い合わせは、町立文化会館

☎：51-3462 にお申し込みします。



催し

◆「第129回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	3月25日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今回の朝市は、人気の寄せ植え体験を行います！

また、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品もたくさん販売されます。さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●新しくなった！お楽しみ抽選会

3店舗分のポイント引換券を集めると、ポイント引換所で1回ガラポン抽選ができます。空くじなしの運試し！

『抽選会は、8時30分～10時頃まで』

●山口花卉園芸さんに教わる寄せ植え体験

開始時間 = 8時30分～ 先着50人限定

参加費 = 500円

詳細は、チラシまたは「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願ひします。



お知らせ

◆ 固定資産課税台帳などを無料で縦覧（閲覧）できます

平成30年度の固定資産課税台帳、土地・家屋価格縦覧帳簿を、固定資産の所有者や関係者は次のとおり縦覧（閲覧）できます。

1. 期 間

4月2日（月）～5月1日（火）まで（土曜・日曜・祝日を除く）

2. 時 間

午前8時30分～午後5時

（ただし、午後0時15分～1時の昼休み時間を除く）

3. 場 所

税務財政課 資産税係（1階 ⑤番窓口）



4. 縦覧（閲覧）できる人

- ・固定資産の所有者本人
 - ・固定資産の所有者の同意を得た人（委任状を必ずご持参ください）
 - ・固定資産の納税管理人・相続人代表者（いずれも届出をしている人）
- ※窓口に来る人の印かん（認め印可）、本人確認ができるもの（運転免許証など）が必要です。

5. 手数料

縦覧期間に限り縦覧・閲覧の人は、手数料は掛かりません。

※証明書などが必要な場合は手数料が必要です。

* 4月上旬には固定資産税の納税通知書などを送付します。その中の課税明細と縦覧で閲覧できる内容は同じものです。また、課税明細について不明な点がありましたら、お問い合わせください。

* この機会に、固定資産課税台帳を縦覧（閲覧）して、課税内容をご確認のうえ、固定資産税に対するご理解をお願いします。

※お問い合わせは、税務財政課 資産税係（1階 ⑤番窓口）

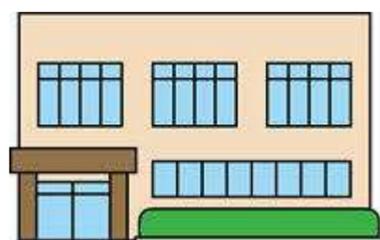
☎：52-9636（直通）をお願いします。

◆ 町中央公民館内の研修室名称を一部変更します

4月1日から、町中央公民館内の研修室名称を一部変更します。
名称の新旧一覧表は次のとおりです。

なお、室内の内装・備品などは変更ありませんので、従来どおりご利用可能です。

施設階	新名称	旧名称	備考
2階	第1研修室	第1研修室	ピアノあり
2階	第2研修室	第2研修室	
2階	中会議室	視聴覚室	
2階	和室	第4研修室	和室（たたみ）
2階	小会議室	小会議室	
2階	調理室	調理室	調理設備あり
1階	第3研修室	第3研修室	



※お問い合わせは、
教育課 生涯学習係（町中央公民館内）
☎：52-9311 にお願ひします。

◆ 「軽自動車税申告書」の様式が変わります

4月から、三股町ナンバープレートの手続きをするときに、役場で記入していただく「軽自動車税申告書」の様式が変わります。

この変更に伴い、手続きのときに**販売・譲渡証明書**が必要になります。
原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車（トラクターなど）の申告を行う場合は、次の書類を準備してください。

手続きの種類	新規	廃車	名義変更	車台変更
届け出に必要なもの	○販売・譲渡証明書 ※1	○ナンバープレート	○販売・譲渡証明書 ※1	○販売・譲渡証明書 ※1
	○届出者の本人確認ができるもの（運転免許証など） ○印かん（スタンプ印不可）			
届出先	町役場 税務財政課 住民税係窓口			

※1）軽自動車などを販売店で購入した人は「販売証明書」、人から譲り受けた人は「譲渡証明書」が必要です。

証明書の様式は住民税係で配布する予定です。また、町の公式サイトからもダウンロードできるようになります。※必要事項が記載されていれば、様式は問いません。

必要事項：車名、車台番号、排気量、販売者・譲渡人と購入者・譲受人の住所または所在地、氏名または名称、電話番号、押印

※お問い合わせは、
税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）
☎：52-9638（直通）にお願ひします。



◆ 軽自動車税の減免申請を受け付けます

◎減免申請の受付期間は、

4月2日（月）～5月31日（木）です。

※ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。また、申請手続きは、受付期間中のみとなりますので、ご注意ください。

■申請のときに準備するもの

①個人番号確認書類

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入で、減免申請書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要です。

個人番号確認を行いますので、次のいずれかをご用意ください。

本人（納税義務者）が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合	<p>上のカードまたは証明書などの写し</p> <p>※注意…代理人が申請する場合は、委任状が必要です。</p>

※法人番号を記載する場合は、番号確認・本人確認は不要です。

②障害などを証明するもの

（身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳）

③運転免許証（申請対象の軽自動車などを運転する人の分）

④車検証

⑤印かん（認め印可）

※身体障害者などの本人以外が運転する場合、各種証明書類が必要となる場合があります。

※代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合、手続きに来た人の本人確認の書類が必要です。

■軽自動車税の減免対象となる車

次の①、②、③、④のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象となります。

	軽自動車などの所有者名義（納税義務者）	運転者	その他の要件
①	身体障害者など	身体障害者など本人	—————
②	身体障害者など	身体障害者などと生計を同じくする人	継続して、身体障害者などで18歳以上の人の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合
③	身体障害者など または 身体障害者などと生計を同じくする人	身体障害者などと生計を同じくする人	継続して、次のア)、イ)のいずれかに該当する人の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合 ア) 身体障害者などで18歳未満の人 イ) 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
④	身体障害者など	当該身体障害者などを常時介護する人	日常的に当該身体障害者など(身体障害者などのみで構成される世帯に属する者に限る)の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合

●所有者名義とは、単なる所有ではなく、車検証の所有者または使用者の名義になっていることを意味します。

●「身体障害者など」は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかに該当する手帳の交付を受けた人のことをいいます。

●①から④に該当しても、障害の等級・程度によっては減免できない場合がありますので、あらかじめご相談ください。

●減免の対象は、普通自動車も含めて、身体障害者など1人につき1台です。普通自動車税で減免手続きを受けている場合は、軽自動車税での減免申請はできません。

※普通自動車税の減免に関するお問い合わせは、

都城県税・総務事務所 ☎：23-4516

☆軽自動車税の減免申請に関するお問い合わせは、

税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）

☎：52-9638（直通）にお願いします。



◆「違反対象物の公表制度」が始まります

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



【違反対象物の公表制度】

●掲載内容

重大な消防法令違反のある建物を都城市消防局のホームページ上で公表する「違反対象物の公表制度」が4月1日から始まります。

詳しくは本町ホームページの総務課危機管理係のお知らせ「消防法令違反対象物の公表制度について」をご覧ください。

(トップページ → 選んで探す「住まいと環境」 → お知らせ)

※お問い合わせは、都城市消防局予防課

☎：22-8884 にお願ひします。



◆ 家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎ 家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。ただし、ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合もありますので、ご了承ください。

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

■ 内職者を募集しています！

<仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。>

3月1日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
人形の絵付けなど	三股町、都城市内（要相談） 小林市内一部地域、高原町	一個 10～50円
部品組立・部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	一個 0.3～1.8円
婦人服のホック付け・ボタン付け・しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
ブレザーボタン付け・しつけ縫い 他	三股町、都城市	一箇所 10円～
縫製後の糸切りまとめ作業 （ループ・まつり・ボタン付け・ 肩パット付け）	三股町、都城市とその近辺	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる）
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 一本 4～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	一反 2万～4万5千円

◎ 事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号

宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎・ファクス：25-0300

相談日：月曜日～金曜日（土・日・祝日は休みです） 相談時間：午前9時～午後5時

詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

◆ 重度障害者に「タクシー等利用券」を交付します
～ 三股町重度障害者タクシー等利用料金助成事業 ～

町では、心身に重度の障害がある人に、「タクシー等利用券」を交付します。助成対象は初乗り運賃のみです。申請月から来年3月末日まで、1カ月当たり2枚の割合で最大24枚の利用券を交付します

該当者は、印かんと各障害者手帳をお持ちのうえ、3月26日（月）以降に福祉課社会福祉係までお越しください。

■対象者＝

- ・身体障害者：身体障害者手帳1級の交付を受けている人
※視覚障害者は、手帳等級2級以上の人
- ・知的障害者：療育手帳Aの交付を受けている人
- ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

■利用できる期間＝4月1日（日）～平成31年3月31日（日）

■申請受付開始日＝3月26日（月）から

■準備するもの＝①印かん（認め印可） ②各障害者手帳

《重度障害者タクシー等利用券が使用できるタクシー会社一覧》

会社名	電話番号	会社名	電話番号
KC タクシー	27-1100	介護タクシー みずほ	25-0504
銀星タクシー	38-1300	永吉福祉タクシー	090-3604-3196
おくつタクシー	23-8800	霧島敬愛	71-3100
中央タクシー	23-1230	あすなろ	090-7447-7314
富士タクシー	22-2378	介護福祉タクシー 夢野	80-6376
宮交タクシー	22-1010	福祉タクシー ますやま	38-5024
A交通都城	26-8888	福祉タクシー はまゆう	64-2081
(有)アルプス企画	76-2671		

《障害者手帳をお持ちの皆さんへ》

障害者手帳をお持ちの人は各種福祉サービスを受けることができますが、住所や氏名などが変わったときは、障害者手帳の内容変更が必要です。

手帳と印かん（認め印可）をお持ちのうえ、福祉課 社会福祉係の窓口で「居住地等変更届」の手続きを行ってください。

■マイナンバー制度との情報連携が始まります

・私たち一人一人に通知されている個人番号（マイナンバー）を使った情報連携が7月ごろから開始される予定となっています。

これにともない、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳でもマイナンバーを使って行政機関の情報連携ができるようになります。

・障害者手帳の内容が正しく登録され、マイナンバーで情報を得ることができれば、福祉課窓口での手続きのときに、手続きが簡単になる場合があります。

障害者手帳に書かれた情報（住所、氏名、障害の内容など）が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ず福祉課 社会福祉係に「居住地等変更届」の手続きを行ってください。



障害者手帳の内容が変わったら、福祉課の窓口で変更の手続きをお願いします

※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）をお願いします。

◆ 高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成します

高齢者の肺炎球菌ワクチンの免疫効果は約5年にわたって持続するといわれ、肺炎にかかっても軽い症状で済む効果があります。

また、年齢が高くなるほど抗体反応が低下するといわれています。町では、高齢者の肺炎球菌予防接種費用を助成しますので、対象者はこの機会に予防接種を受けましょう。ただし、全ての肺炎を予防できるわけではありません。

項目	内容
接種対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所があり、次の年齢に該当する人 65歳：昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生の人 70歳：昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生の人 75歳：昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生の人 80歳：昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生の人 85歳：昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生の人 90歳：昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生の人 95歳：大正11年4月2日生～大正12年4月1日生の人 100歳：大正6年4月2日生～大正7年4月1日生の人 <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓や呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害がある人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人
期間	3月31日（土）まで
接種回数	<p>実施期間内に1人1回</p> <p>ただし、過去5年以内に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種した人、医師の予診の結果予防接種を受けることが適当でないと判断された人は実施できません。</p>
接種料金	<p>個人負担・・・2,500円（ワクチン接種費用7,000円のうち町が4,500円を負担します）</p> <p>予診を受けた結果、予防接種ができなかった場合の診察料（1人1,850円）は、町が医療機関へ支払います。</p>
接種場所	<p>町内または都城市の指定医療機関（次ページに一覧があります）</p> <p>※予約の必要な場合がありますので、予約の電話をしてから受診しましょう。</p>

※住所・氏名・年齢が確認できるものを持って行きましょう。

※別の種類の予防接種を受けるときは6日以上空けて受けるようにしましょう。例えば、月曜日に予防接種を受けた人は、翌週の月曜日以降になります。

※過去5年以内に「23価肺炎^{きょうまく}莢膜ポリサッカライドワクチン」を接種したことがある人が再度接種した場合、注射部位の痛み、腫れや硬くなるなどの副反応が初期接種よりも頻度が高く、程度が強くと現れるという報告があります。接種歴を必ず確認して接種を受けてください。

◎生活保護世帯は、無料で接種できます。
※福祉課 社会福祉係で証明書をもらってください。

◎医療機関へは、健康手帳を持って行きましょう。
※健康手帳は、町健康管理センターにあります。

◎接種時の領収書、接種済証は必ず保管しておいてください。



予防接種は体調が良い日に
受けましょう。

※お問い合わせは、
町健康管理センター ☎：52-8481 にお願ひします。

平成29年高齢者肺炎球菌感染症予防接種協力医療機関

	医療機関名	住所	電話番号		医療機関名	住所	電話番号		医療機関名	住所	電話番号		医療機関名	住所	電話番号
1	一心外科医院	三股町	52-7788	23	川畑医院	年見町	46-3225	45	ながはま整形外科	都北町	46-7188	67	宮永病院	松元町	22-2015
2	坂田医院	三股町	51-2003	24	共立病院	蔵原町	22-0213	46	西浦病院	広原町	25-1119	68	宗正病院	八幡町	22-4380
3	大悟病院	三股町	52-5800	25	久保原田中医院	久保原町	22-7700	47	野口脳神経外科	太郎坊町	47-1800	69	村上循環器内科クリニック	宮丸町	25-2700
4	田中隆内科	三股町	52-0301	26	黒松病院	金田町	38-1120	48	野辺医院	上 町	22-0153	70	メディカルシティ東部病院	立野町	22-2240
5	とまり内科外科胃腸科医院	三股町	52-1135	27	小牧病院	立野町	24-1212	49	浜田医院	牟田町	22-1151	71	もりやま脳神経外科	久保原町	21-6888
6	長倉医院	三股町	52-2109	28	坂元医院	牟田町	22-0360	50	はまだクリニック	祝吉町	45-2266	72	森山内科・脳神経外科	南鷹尾町	21-5000
7	みしま内科クリニック	三股町	51-8100	29	三州病院	花繰町	22-0230	51	早水公園クリニック	早水町	36-6117	73	柳田クリニック	東 町	22-4862
8	山下医院	三股町	52-1348	30	しげひらクリニック	神之山町	27-5555	52	速見泌尿器科医院	妻ヶ丘町	24-8344	74	柳田病院	東 町	22-4850
9	あきづき医院	上水流町	36-0534	31	庄内医院	庄内町	37-0522	53	原田医院	郡元町	26-3330	75	ゆうクリニック	広原町	46-6100
10	あきと内科胃腸科	都原町	46-5500	32	城南病院	大王町	23-2844	54	福島外科胃腸科医院	都北町	38-1633	76	よしかわクリニック	前田町	23-9384
11	有川呼吸器内科医院	上川東	24-6677	33	城南クリニック	大王町	26-3662	55	ふくしまクリニック	下川東	46-5001	77	吉松病院	蔵原町	25-1500
12	有馬医院	上長飯町	23-2610	34	瀬ノ口医院	姫城町	25-5155	56	藤元上町病院	上 町	23-4000	78	西岳診療所	高野町	33-1510
13	安藤胃腸科外科医院	豊満町	39-2226	35	瀬ノ口内科放射線科医院	都原町	25-7780	57	藤元総合病院	早鈴町	25-1313	79	大岐医院	山之口町	57-2025
14	いづみ内科医院	鷹 尾	22-7111	36	園田光正内科医院	太郎坊町	38-5115	58	藤元病院	早鈴町	25-1315	80	志々目医院	山之口町	57-2004
15	宇宿医院	栄 町	25-9031	37	たかお浜田医院	鷹 尾	22-8818	59	ベテスダクリニック	年見町	22-1700	81	政所医院	高城町	58-2171
16	綿木循環器内科医院	花繰町	26-0008	38	田口循環器科内科クリニック	下川東	24-0600	60	ライフクリニック	安久町	39-2525	82	吉見クリニック	高城町	58-5633
17	おおくぼクリニック	千 町	26-1500	39	伊達クリニック	牟田町	36-7088	61	まつもと心臓血管外科クリニック	東町	36-8926	83	吉見病院	高城町	58-2335
18	大橋クリニック	庄内町	37-0539	40	どいクリニック	上東町	22-1825	62	松山医院	上川東	24-1046	84	教山内科医院	高崎町	62-1205
19	柏村内科	上 町	22-2616	41	ひかりクリニック都城	上長飯町	26-1820	63	マドコロ外科医院	小松原町	22-0138	85	佐々木医院	高崎町	62-1103
20	仮屋医院	上水流町	36-0521	42	戸嶋病院	郡元	22-1437	64	丸田病院	八幡町	23-7060	86	隅 病院	高崎町	62-1100
21	仮屋外科胃腸科医院	志比田町	25-7712	43	都北鮫島クリニック	都北町	38-6060	65	三嶋内科	鷹 尾	24-7171	87	海老原内科	山田町	64-1211
22	NKクリニック	早鈴町	51-6777	44	富田医院	栄 町	23-4586	66	都城フォレスト・クリニック脳神経外科	下川東	80-4313	88	山路医院	山田町	64-3133

農林畜産業関連

◆ 4月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みの農業用廃プラスチックは、排出業者（農業者）の責任で適正に処理することが義務付けられています。

☆4月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	4月4日（第1水曜日）・4月18日（第3水曜日） ≪午後1時30分～3時00分≫ ※平成30年度から、回収時間が変更となります。 午後3時00分までの回収となりますので、ご注意ください。 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。
場 所	町最終処分場（グリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん（認め印可） をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行 してください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換**します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。



◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

現在、国内外で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生事例が次々に報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師や都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、畜産振興係で配布しています。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。



◆ 屋外で鳥を飼育している人へ
国内で高病原性鳥インフルエンザが発生しました

1月に国内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。この病気が蔓延すると本町の畜産業に深刻な被害をもたらします。ペットとして飼っている鳥から高病原性鳥インフルエンザが発生した場合も、殺処分や周辺地域の移動制限などの防疫措置がとられます。病気の発生を防止するため、次のことに十分気をつけましょう。

◎ 餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・ 餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・ 野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク(CD)」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・ 飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎ 飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎ 湖や池などでの放し飼いはやめましょう！

◎ 鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



※消毒薬が必要な人には、畜産振興係で配布しています。

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。
※鳥を捨てる(放置する)と、法律により罰せられる場合があります。
- 鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、農林振興局まで連絡してください。
- 鶏、ウズラ、アヒル、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥などを飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

※お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係 (3階 ⑫番窓口) ☎: 52-9088 (直通)
 都城家畜保健衛生所 ☎: 62-5151
 北諸県農林振興局 ☎: 23-4523 をお願いします。

◆ 平成30年度の標準農作業料金と賃金表が決まりました

都城北諸地域の新しい農作業料金と賃金表が決まりましたので、お知らせします。

作業種類			10a当り標準料金(円)	備考
水	田植準備作業	初田	5,010	1 耕耘作業および田植作業における水管理と、硬化床からほ場までの苗運搬は、委託者が実施する。 2 基盤整備田1筆20アール以上で、整備後3年を経過した水田にあつては、1割引きすることができる。
		イタリアン跡	6,430	
稲	植代	初田・イタリアン跡	6,460	3 中代を希望される場合は、別途料金(3,240円)とする。
		田植	6,480	1 補植は含まない。 2 田植機の施肥機つきは、1,080円の割り増しとする。
作	刈取	バインダー刈取	7,560	1 バインダーは、ひも代を含む。 2 コンバインと脱穀機の結束機つきは、ヒモ代を含めて1,620円の割り増しとする。 3 カッター使用は1,400円の割り増しとする。 4 全面倒伏、冠水田のコンバイン刈り取り(水稲)は、5,400円の割り増しとする。
		脱穀作業	7,020	
		コンバイン刈取	19,440	
ソバ大豆	刈取脱穀	コンバイン刈取	11,880	
一般畑作	ロータリー耕	イタリアン跡	5,180	イタリアン跡耕耘の2回目は、10アール当たり3,460円とする。
		とうもろこし・ソルゴー跡	4,320	
		ソバ・大豆跡	4,000	
	マルチ作業(枕地含む)		1,300	200m1本当り、資材費は委託者負担とする。
労務費	農作業労務費		5,940 ~ 6,480	1日8時間

農作業の効率化とコスト低減に努めましょう。

- 【注意事項】 1. 作業の難易度、ほ場の面積、形状などにより割増割引の料金は、3割以内で別途受委託者間で設定することができる。
 2. この料金には、消費税が含まれています。

※お問い合わせは、

農業委員会事務局 ☎: 52-9087をお願いします。

◆ 農地売買事業を活用してみませんか

～農地は大事な地球の資源です～



農地の売買（※相手が決まっています、売買金額が双方合意している場合のみ）で、一定の要件を満たす人は、農地中間管理機構（以下、機構という）が行う農地売買事業をご活用ください。

【出し手（売り手）のメリット】

- (1) 公的機関である機構が仲介するので、安心して農地を売買できます。
- (2) 農業委員会のあっせんから、1カ月～1カ月半後には指定の金融機関に、農地買入代金が確実に支払われます。また、支払いが確実なので個人間のトラブルがありません。
- (3) 農地を売った場合、譲渡所得（800万円控除）の特別控除を受けることができます。
- (4) 所有権移転登記に係る費用は、機構が負担します（登録免許税など）。
- (5) 書類作成などは、農業委員会と機構が行います。

【受け手（買い手）のメリット】

- (1) 農地売買事業の、一時貸し付けタイプ（最長5年）や分割払いタイプ（最長10年）を活用することで、計画的に農地の取得資金の準備ができます。
- (2) 農地売買事業の、即売りタイプを活用すると、売り渡し諸経費や登記費用の支出が無いので、買い入れ金以外の支出がありません（登記事務は機構が行います）。
- (3) 機構から農地を取得した場合、不動産取得税の減額措置があります。

【受け手（買い手）の要件など】

- (1) 受け手（買い手）農家の要件は、認定農業者・基本構想水準到達農業者・中心経営体（三股町 人・農地プランで位置づけ）などであること。
- (2) 受け手（買い手）の農家は、現在耕作している農用地など（農作業受委託農用地などを含む）と併せて、売買予定農地から半径500mの範囲以内に、おおむね1畝以上の団地を形成すること。

※詳しくは、農業委員会事務局にお尋ねください。

【3つのタイプの売買事業メニュー】

- (1) **即売りタイプ**
機構が買い受けた農用地を、認定農業者などにすみやかに（2カ月～3カ月で）売り渡す方式
- (2) **一時貸し付けタイプ**
認定農業者などに一定期間の一時貸し付け（5年以内）を行った後に売り渡す方式
- (3) **分割払いタイプ**
認定農業者などからの土地代金の納入方法を、不動産割賦契約書に基づき10年以内の年賦払い（毎年一定額を支払う方法）とする方式

※お問い合わせ・ご相談は、
農業振興課 農業委員会事務局（役場3階 ⑫番窓口）
☎：52-9087（直通）にお願いします。



⑨ 相 談

◆ 町福祉・消費生活相談センター 「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 4月12日(木) (都城市) 4月27日(金)
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 個人の秘密は固く守られます。
申し込み方法	事前の予約が必要です。 ※申し込み多数の場合は受け付けできないことがありますので、早めにお申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154

◆ 「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。**相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。**

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	4月2日(月)、4月16日(月)
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相 談 委 員	<small>くすめぎ かずあき おおむら たみよし</small> 久寿米木 和明、大村 田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係(2階 ⑦番窓口)

☎：52-1112(直通)にお願いします。



◆ 「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブル、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。相談は無料です。

■ 特設人権相談

期 日	4月4日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	黒木 兼一郎、大隣 雅春 <small>くろき けんいちろう おおとなり まさはる</small> <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■ 常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

- ・ 特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）
☎：52-1112（直通）
- ・ 常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局
☎：22-0490 にお願ひします。



◆ 「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	3月20日（火）・4月17日（火）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、法律上のさまざまな相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申込方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、

- 町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお願ひします。



◆ 町福祉・消費生活相談センターでは相談を随時受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

■相談内容

<消費生活に関する相談>

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引

<福祉に関する相談>

- ・心や体の健康
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）
- ・女性相談
- ・DV被害相談

■相談日 = 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

■時間 = 午前9時～正午 午後1時～4時



※お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター
☎：52-0999 にお願ひします。



◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。
また、電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日
- 時間： 午前9時～午後5時
- 場所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお願ひします。





◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	4月21日(土) 毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します(一部、材料費などが掛かることがあります)。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントに接続して作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



※お問い合わせは、
代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783
をお願いします。

その他



◆ 広報みまた4月号は、
回覧4月15日号とともにお届けします

支部長の改選などに伴う事務引き継ぎで、混乱が予想されますので、「広報みまた4月号」と「回覧4月15日号」のお届けを、次のとおり変更します。

- ①「広報みまた4月号」は4月15日に発行します。
- ②「回覧4月1日号」の発行はありません。4月の発行は15日の1回のみとなります。
- ③支部長宅への発送は「4月13(木)～14日(金)前後」を予定しています。

※お問い合わせは、総務課 秘書広報係(2階 ⑦番窓口)

☎：52-1114(直通)をお願いします。

次回は
4月15日号です!

